5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するものとし、受験願書に記載する氏名は戸籍（日本国籍を有しない者にあっては、中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人日本救急医療財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、又は在籍している学校若しくは養成所の長（４の⑹に該当する者であって、病院、診療所等に勤務するものについては、当該病院、診療所等の長）又は一般財団法人日本救急医療財団の理事長により、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑶の厚生労働大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類

エ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　救急業務に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した旨を証する書類

オ　４の⑸又は⑹に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の救急救命士国家試験受験資格認定書（以下「認定書」という。）の写し

受験資格の認定を受けようとする者は、平成25年12月13日（金曜日）までに厚生労働大臣あての救急救命士国家試験受験資格認定願を厚生労働省医政局指導課に提出した上、認定書の交付を受けること。

なお、イ、ウ㋐又はエ㋐により修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成26年３月17日（月曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を提出すること（郵送で提出の場合は、同日必着のこと。）。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

おって、平成26年３月17日（月曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書の提出がなされないものについては、平成26年３月20日（木曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書を提出すること（郵送での提出の場合は、同日必着のこと。）。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間及び提出先

ア　受験に関する書類は、平成26年１月６日（月曜日）から同年１月31日（金曜日）までに、一般財団法人日本救急医療財団へ提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成26年１月31日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、30,300円とし、受験手数料の額を一般財団法人日本救急医療財団所定の用紙を用い、郵便局又は銀行に振り込むことにより納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する（平成26年２月25日（火曜日）発送予定）。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成26年３月31日（月曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

7　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年１月31日（金曜日）までに一般財団法人日本救急医療財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　受験資格認定に関する照会先　厚生労働省医政局指導課　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　中央合同庁舎第５号館内　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111（代表）内線2550　ＦＡＸ番号03（3503）8562

9　受験願書等の入手方法その他試験に関する照会先　一般財団法人日本救急医療財団　東京都文京区湯島３丁目37番４号ＨＦ湯島ビルディング７階　郵便番号113－0034　電話番号03（3835）0099　ＦＡＸ番号03（3835）0299

救急救命士試験委員の公告

第37回救急救命士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成25年９月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

試験委員長　鈴川　正之

副委員長　石井　正三　　坂本　哲也

委員

浅利　靖	荒木　恒敏	有賀　徹	
石松　伸一	井口　浩一	今泉　均	
大久保一郎	大友　康裕	岡田　保誠	
奥寺　敬	川上　正人	神納光一郎	
木村　昭夫	草川　功	齋藤　知行	
坂本　照夫	定光　大海	澁谷　正徳	
嶋津　岳士	新藤　博	杉山　直也	
鈴木幸一郎	鈴木　哲司	相馬　一亥	
髙山　隼人	立川　満	田中　守	
角田　隆文	長尾　建	中川　隆	
野々木　宏	花木　芳洋	林　靖之	
藤見　聡	藤原　正恵	益子　邦洋	
丸川征四郎	安田　康晴	横田順一朗	
吉川　惠次			

公　告

裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５６６号

広島市西区古江新町17番18号

債務者　新田　修司

1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４５号

広島県東広島市志和町志和東640番地１

債務者　山田　幸乃

1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５４号

仙台市青葉区旭ケ丘２丁目52番28号　フォーレストハウスＡ―201

債務者　佐藤　正子

1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係